令和4年2月25日時点/東京都作成

◆資格要件・人員基準について

- Q 受講義務づけの対象となるサービスを教えてください。
- A 訪問系サービス(訪問入浴介護は除く)、福祉用具貸与、居宅介護支援以外の全サービスです。
- Q 「医療・福祉関係の資格」とは、具体的にどのような資格を指しますか?
- A (例) 看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、 生活援助従事者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、訪問介護員養成研修一級課程・二級課程、社 会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、 栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等

上記はあくまで一例ですので、上記以外の資格をお持ちの場合で判断に迷われる場合は、お問い合わせください。

- 「柔道整復師」の資格を持っています。義務づけの対象外となりますか?
- A 義務づけの対象外となります。受講は必須ではありません。
- Q 「社会福祉主事(任用資格)」の資格を持っています。義務づけの対象外となりますか?
- A 義務づけの対象です。他に「医療・福祉関係の資格」をお持ちでない場合、受講は必須となります。 ただし、履修科目によっては対象外となることがありますので、下記のQ&A等をご確認ください。
- Q 「福祉用具専門員」の資格を持っています。義務づけの対象外となりますか? (令和3年12月1日追加)
- A 義務づけの対象外となります。受講は必須ではありません。
- Q 「歯科衛生士」の資格を持っています。義務づけの対象外となりますか? (令和4年2月25日追加)
- A 義務づけの対象外となります。受講は必須ではありません。
- Q 「認知症介助士」「認知症ケア専門士」の資格を持っています。義務づけの対象外となりますか?(令和4年2月25日追加)
- A 義務づけの対象です。他に「医療・福祉関係の資格」をお持ちでない場合、受講は必須となります。

令和4年2月25日時点/東京都作成

- **Q** 養成施設及び福祉系高校で認知症に係る科目を受講しましたが、介護福祉士資格は持っていません。義務づけの対象外となりますか?
- A 養成施設については卒業証明書及び履修科目証明書により、事業所及び自治体が認知症に係る科目を受講していることが確認できることを条件として対象外として差し支えありません。 なお、福祉系高校の卒業者については、認知症に係る教育内容が必修となっているため、卒業証明書により単に卒業が証明できれば対象外として差し支えありません。
- Q 認知症介護実践者研修を修了しています。義務づけの対象外となりますか?
- A 認知症介護実践者研修、認知症介護実践リーダー研修、認知症介護指導者研修等の認知症の介護等に係る研修を修了した方については、義務づけの対象外です。受講は必須ではありません。
- Q 認知症サポーター等養成講座を修了しています。義務づけの対象外となりますか?
- A 認知症サポーター等養成講座を修了していても、義務づけの対象外とはなりません(義務づけの対象です)。他に「医療・福祉関係の資格」をお持ちでない場合、受講は必須となります。
 - ★認知症サポーター等養成講座は、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者を養成するものですが、一方で、認知症介護基礎研修は認知症介護に携わる者が認知症の人や家族の視点を重視しながら、本人主体の介護を実施する上での、基礎的な知識・技術及び理念を身につけるための研修であり、その目的・内容が異なります。
- Q 既に医療・福祉関係の資格を持っていますが、認知症介護研修を受講しても大丈夫ですか?
- **A** 問題ありません。既に医療・福祉関係の資格をお持ちの方でもご受講いただけます。
- Q 人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わる可能性がない者について も、義務付けの対象となりますか?
- A 人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わる可能性がない者については、義務づけの対象外です。受講は必須ではありません。
 - 一方で、義務づけの趣旨を踏まえ、人員配置基準上、従業者の員数として算定される従業者以外の者や、直接介護に携わらない者であっても、当該研修を受講することを妨げるものではありませんので、受講について積極的にご判断ください。

令和4年2月25日時点/東京都作成

- Q 外国人介護職員についても、受講が義務づけられますか?
- A E P A 介護福祉士、在留資格「介護」等の医療・福祉関係の有資格者を除き、従業員の員数として算定される従業者であって直接介護に携わる可能性がある者については、在留資格にかかわらず、義務づけの対象です。
- Q 外国人技能実習生が認知症介護基礎研修を受講する場合、技能実習計画には記載する必要がありますか?
- A 認知症介護基礎研修は、法令等に基づき受講が義務づけられるものであることから、技能実習制度運用要領第4章 第2節第3(2)を踏まえ、技能実習計画への記載は不要です。 なお、受講に係る給与や時間管理が通常の技能実習と同様に行われることや、研修の受講状況について、技能実習 指導員が適切に管理することが必要です。
- Q 経過措置について教えてください。
- A 令和6年3月31日までの間は、努力義務とされています。
- **Q** 新しく採用した職員の義務付けの取扱いについて教えてください。
- A 新卒採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者で、医療・福祉関係資格を有さない者に対する当該 義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間が設けられています。 なお、この場合についても、令和6年3月31日までは努力義務で差し支えありません。

令和4年2月25日時点/東京都作成

◆研修申込・eラーニングシステムについて

- Q 申込期限や人数制限などはありますか? (令和3年12月1日追加)
- A 申込期限や人数制限はございません。ご都合の良いタイミングでお申し込みください。なお、お申込みいただいてから研修 受講が可能となるまでしばらくお時間を頂く場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- Q 受講料の支払方法を教えてください。(令和3年12月1日追加)
- A ·銀行振込
 - ・クレジットカード

がお選びいただけます。詳細は申込後に実施主体(仙台センター)より送信されるメールをご確認ください。

- **取** 事業所コードを発行しようとしたところ、「介護保険事業所番号が該当自治体の対象事業所リストに存在しません。」と表示されます。(令和3年12月1日追加)
- A eラーニングシステムに該当事業所が登録されていない可能性がありますので、東京都福祉保健局高齢社会対策部在 宅支援課(03-5320-4276)までお問い合わせください。
- **Q** 外国人介護職員が研修内容を理解して受講できるように、多言語化された研修教材は提供される予定はありますか?
- A 厚生労働省において、令和3年度中に、日本語能力試験のN4レベルを基準としたeラーニング教材の作成を行うとともに、介護分野の在留資格「特定技能」に係る試験を実施している言語(フィリピン、インドネシア、モンゴル、ネパール、カンボジア、ベトナム、中国、タイ、ミャンマーの言語)を基本として外国人介護職員向けのeラーニング補助教材を作成することが予定されています。